

事業名	男女共同参画推進費			調書番号	5
細事業名	配偶者等からの暴力の防止対策事業費	財務コード	525408		
担当部課室	県民生活 部 県民生活・男女参画 課 男女共同参画 担当 (内線)	1282			

## I 事業の概要

実施期間	始期 H14 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	①配偶者等からの暴力の被害者及びその関係者 ②配偶者等からの暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識がない人 ③相談や保護業務に就いている職員	①パンフレット等の啓発によりDVに関する情報を得ることができる。 ②講演会やパンフレット等を通してDVについて理解を得ることができる。 ③研修会等により、2次的被害をなくし、適切に対応することができる。	女性に対する暴力の根絶
内容	○事業概要:「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、基本計画の策定、県民への啓発、職務関係者の資質の向上を行う。 (1)基本計画の推進 (2)県民啓発事業(講演会 1回、企画展示、パープルライトアップ等) (3)職務関係者研修(DV教職員向け研修会 1回) (4)啓発パンフレット、相談カード等の発行		

## II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31(R1)年度	R2年度
活動指標	パンフレットの配布枚数 (目標H25-H29年度の平均)	目標	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
		実績(見込)	15,000	17,300	18,400	21,000	21,500	21,500
		達成率	100.0	115.3	122.7	140.0	143.3	143.3
		達成区分	b	b	a	a	a	a
成果指標	DVにより一時保護された女性の状況 (目標H25-H29年度の平均) (実績が少ないほど達成度は高くなる)	目標	23	23	23	23	23	23
		実績(見込)	27	30	28	9	19	19
		達成率	85.2	76.7	82.1	255.6	121.1	121.1
		達成区分	b	c	b	a	a	a
決算(予算) 単位:千円		599	592	518	518	518	521	526

## III 事業の評価(平成30年度の業績評価)

活動指標	a	評価	DVにより一時保護された女性の件数は、30人程度から20人程度に減少しており、パンフレット等のDVに関する情報提供による配偶者暴力相談支援センターなどの制度活用により、一時保護に至る重大事案を事前に防ぐことにより一定の成果を上げている。
成果指標	a		

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。  
・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

## IV 見直しの必要性(令和2年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input checked="" type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 国の人権啓発活動地域委託費を活用した事業であるため、県が関与して事業を実施する必要がある。 )
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	DVの周知啓発を通じて、県民のDV防止に対する理解を深め、DVを許さない社会を実現していくことができる。
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある   その他 ( )
その他	説明	国の委託費の範囲内で、県の第4次DV基本計画の目標に準じた事業を全て網羅し、事業を実施しているため、見直す余地はない。
見直しの必要性	無	国の人権啓発活動地域委託費(10/10)を活用し、委託費の範囲内でDVの周知啓発活動を行っていること及び、DVの被害者、DVに関心が薄い県民、DVの相談従事者それぞれに適切な対応を講じており、その結果、一定の成果が出ているため、その実施については見直しを行わない。

## V 見直しの方向(令和2年度当初予算等での対応状況)

現行どおり	説明	
-------	----	--

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。